### リサイクル (3 R) 現場一般公開 募集要領

### 1. 応募対象

建設副産物リサイクル広報推進会議(以下、「広報推進会議」と略称)が、広報推進会議の 事業計画に基づき、リサイクル (3R) 現場等\*(以下、「3R現場等」と略称)と認定する ものは、下記の1)または2)に該当する必要がある。

※3R現場等とは、建設工事現場又は建設廃棄物の処理を行う事業所(以下、「工事等」と 略称)で、一般公開を実施するものを指す。

### 1) 建設工事現場の場合

建設工事で応募する場合は、当該工事の受注者(元請)もしくは発注者のいずれか一方が、広報推進会議の会員(以下、「会員」と略称)に所属している企業又は機関(以下、「構成員」と略称)であること。

また、応募は可能な限り連名<sup>(注1)</sup>とするが、一般公開の実施者は、発注者と受注者のいずれかを決定すること。

(注1) 受注者と発注者の間の一般公開に関する合意をあらかじめ確認し、応募すること。

# 2) 建設廃棄物の処理を行っている事業所の場合

建設廃棄物の処理を行っている事業所で応募する場合は、当該事業所を運営管理する企業又は組合等の団体が、会員に所属している企業等(以下、「構成員」と略称)であること。

#### 2. 応募条件

建設リサイクル法及び廃棄物処理法が遵守されている工事等であって、下記の1)  $\sim 5$ ) のいづれかに該当するものであること。

※解体工事、建設廃棄物処理でアスベストの飛散の可能性のある現場等については、応募 を御遠慮下さい。

- 1)建設副産物や建設廃棄物(以下建設副産物等)の発生抑制(Reduce)に配慮している工事。
- 2) 建設廃棄物等の再利用 (Reuse) の促進に配慮している工事。
- 3) リサイクル (Recycle) の促進に配慮している工事。
- 4) 建設廃棄物の分別、再資源に配慮している工事。
- 5) 1) ~ 4) 以外の工事で、リサイクルに関して積極的な取り組みを行っている工事。

### 3. 応募方法

広報推進会議事務局(以下、「事務局」と略称)から募集要領等を会員に送付する。会員は所属する構成員に募集要領等を配付して募集を伝達する。応募者は一般公開の原則2週間前までに、事務局に必要な書類を作成し、提出する。応募の申し出は下記の1)または2)とする。応募用紙は応募者が広報推進会議のホームページから直接ダウンロードすることもできる。また、時間的余裕がないなどの場合、7.一般公開への支援の手続を応募と同時に行うことができる。

### 1) 建設工事現場の場合

- ①応募要件に該当する工事(現場)については、記入要領および記入例-1を参考にして、様式-1の「リサイクル(3R)現場一般公開 応募用紙」(以下、応募用紙と略称)を可能な限り連名で作成する。これは、受注者と発注者の間の一般公開に関する合意をあらかじめ確認しておくこと。
- ②その際、発注者と受注者は協議の上、一般公開の実施責任者(以下、一般公開の実施者と略称)を定め、応募用紙に記載するものとする。
- ③実施者は所属する会員宛に応募用紙を電子データで提出する。

# 2) 建設廃棄物の処理(中間処理施設、最終処分場)を行っている事業所の場合

- ①応募要件に該当する建設廃棄物処理事業所は、**様式-1**の応募用紙を作成し、広報推進会議会員経由又は広報推進会議事務局宛に提出する。
- ②建設廃棄物の処理を行っている事業所の場合は、当該事業所の運営責任者が一般公開の 実施者であり、また応募者となるものである。
- ③応募用紙は電子データで所定の会員に提出する。

#### 4. 推薦の方法

所属する構成員の応募の申し出を受けて、会員は下記の1)または2)の推薦を行う。

# 1) 建設工事現場の場合

所属する構成員から応募用紙の提出を受けた会員は、内容が1.及び2.の要件を満たしていることを確認後、当該応募用紙を添えて推薦する。

# 2) 建設廃棄物の処理を行っている事業所の場合

所属する構成員から応募用紙の提出を受けた会員は、内容が1.及び2.の要件を満たしていることを確認後、当該応募用紙を添えて推薦する。

会員は、応募用紙を事務局に**電子データ**で提出する

# 5. 結果の通知と公表

広報推進会議は、受理したことを通知する。また、当該工事等は市民への広報を目的に推 進会議のホームページに掲載を行う。

### 6. 3 R 現場等の一般公開への支援の内容

広報推進会議は、3 R 現場等の推薦を受理された工事の一般公開への支援として、見学会への参加者を被保険者とする傷害保険契約の供与をする。

### 7. 一般公開への支援の手続き

- 1)一般公開の実施者が、支援を受けようとするときは、**所属する会員を経由することなく**、 事務局に**直接申請する**ものとする。
- 2) 支援申請の手続きは、「一般公開支援の申請手続きの細目(以下、「細目」と略称)」 によるものとする。
- 3) 様式-2の「保険支援申込書」は<u>原則一般公開を開始する2週間前程度を目安</u>に事務局 必着で提出すること。
- 4) 様式-3の「一般公開参加者名簿」については、細目2. の要領に従い事務局に提出する こと。

### 8. 報告

一般公開の実施者は、<u>一般公開実施後 10 日以内</u>に、様式-4の「リサイクル(3 R)現場一般公開 実施報告書」および様式-5の「リサイクル(3 R)現場一般公開 一般公開のアンケート」を電子データまたは郵送等で事務局宛に提出する。様式-3の「一般公開参加者名簿」を事前に提出していない場合は、併せて提出する。

一般公開のアンケートの見本(**様式-5**)が工事(現場)にそぐわない場合は、修正する ものとする。

※保険の助成の有無に関わらず、一般公開の実施状況を把握するため、実施報告書とアンケートを事務局まで提出してください。

#### 9. 一般公開実施の変更および中止

応募者は3R現場等に応募後、工事等の都合により一般公開の日程・内容等の変更または 中止する(応募を取り下げる)場合、速やかに推薦を行った会員に理由を報告し、会員は事 務局まで連絡を行う。

# リサイクル (3 R) 現場一般公開の記入要領

#### 様式ー1

# [1/2]

推薦団体 建設副産物リサイクル広報推進会議 会員名\*を記入する。

※ホームページ (<a href="http://www.suishinkaigi.jp/">http://www.suishinkaigi.jp/</a>、HOME→広報推進会 議とは?→会員一覧) にメンバー一覧表が掲載されています。発注 者名ではありません。

<u>応募者</u>担当部・課(係)、担当者名までを記入する。

1. 概要 工事においては事業概要、工事概要を、廃棄物処理施設においては 施設概要を、簡潔にわかりやすく記入する。

2. 規模 工事においては主要な事業規模、工事数量を、廃棄物処理施設 においては施設規模を、記入する。

3. リサイクル概要 リサイクルの概要, 具体的な数値も記入する。

下記の項目のうち、該当するところをわかる範囲で記入及び□にチェックする。

①建設副産物種別と応募要件 : 当該工事で発生した建設副産物の種別とどの要件に対し

て応募したかをチェックする。 (複数可)

②再利用方法:建設副産物の利用方法をチェックする。

③適用工種:建設副産物を再生資源として使用する工種をチェックす

る。

### [2/2]

**④再 資 源 化** : 再資源化の有無と場所をチェックする。

※再資源化とは、建設副産物を再資源化施設等を利用し建設工事等 の資材又は材料として利用できる行為。再資源化施設等としては、 例えば、土質改良プラント、コンクリート再生プラント、建設汚 泥改良プラント等、また、プラントを使用しないで行う、石灰等 の現位置混合による改良等も再資源化を行ったと見なす。

⑤再生資材の利用用途:建設副産物を再生資源として使用する用途をチェックする。

**⑥活用した新技術** :活用した新技術の有無と、有ればその内容を記述する。

⑦特 記 事 項 : セールスポイント、課題等を記入する。

4. **一般公開実施予定時期(期間)** 予定で結構ですので必ず(年度内で)ご記入下さ

γ,°

5. 一般公開実施方法 予定で結構ですのでご記入下さい。

6. 住 所 一般公開を実施する場所の住所を記入する。

7. 一般公開工事の実施者 一般公開を実際に実施する部署・担当者の連絡先

を記入する。(事務局から問い合わせをさせてい

ただく場合があります。)

8. 一般公開の実施をホームページへ掲載 「可」または「不可」に印を付ける。

(具体的な掲載の様式はホームページをご覧ください。)

9. 傷害保険契約への支援 「希望する」または、「希望しない」に印を付ける。

### 一般公開支援の申請手続きの細目

リサイクル (3 R) 現場一般公開の公開を実施する際に、建設副産物リサイクル広報推進会議 (以下、「広報推進会議」と略称)から支援する、傷害保険の応募方法と留意事項等は以下のとおりです。

# 1. 保険契約の支援

助成する保険は傷害保険です。

### 1) 傷害保険

被保険者は一般公開参加者、契約者は広報推進会議です。

- (1) 保険の内容(一行事ごと、一名につき)
  - ・死亡・後遺障害 1,000 万円
  - ・入院保険金 入院日額 5,000円(事故の日からその日を含めて180日以内のその ケガによる入院の日数に対して支払う)
  - ・通院保険金 通院日額 1,500円(事故の日からその日を含めて 180日以内のその ケガによる通院の日数に対し、90日を限度とし て支払う)

### (2) 保険の適用範囲

- ・一般公開参加者が一般公開に参加中(一般公開に参加するため所定の集合地で責任者(一般公開の実施者)の管理下に入ったときから、所定の解散地で解散するまでの間)に急激かつ偶然な外来の事故によってその身体に被った傷害に対して、保険金を支払う。
- ・傷害には、身体外部から有毒ガスまたは中毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取したときに急激に生ずる中毒症状を含む。ただし、細菌性食物中毒は含まない。

### (3) 保険の適用対象外となる事項

- ① 一般公開参加者が重機の運転及び稼動中の重機に搭乗した場合に発生した事故。
- ② 一般公開参加者がガス溶断・アーク溶接等資格を有する危険な作業を行った場合に 発生した事故。
- ③ 「3. 傷害保険金を支払わない条件」(傷害保険普通保険約款からの抜粋)に該当 する場合。

#### (4) 万が一事故が発生した場合

- ・一般公開の実施者は、万が一事故が発生した場合、広報推進会議事務局(以下、「事務局」に略称)まで事故の内容を事故発生日から 25 日以内に連絡する。一般公開参加者名簿を事前に提出していない場合は速やかに提出する。
- 保険会社への事故報告は事務局が行う。
- ・被保険者(ケガをされた方、死亡の場合は参加者の遺族)は、保険金の支払いに必要な 事故状況報告書と保険金請求書への署名・捺印、および診察券のコピー、医療費の支払 い金額が 10 万円を超える場合は所定の診断書、医師への同意書を用意していただき、 保険会社に提出する。
- ・ケガの状況、事故時の状況については、ケガをされた方や一般公開の実施者に、保険会 社から直接連絡がいく場合がある。

・保険金の支払いは、保険会社から被保険者(ケガをされた方、死亡の場合は参加者の遺族)へ直接行われる。

### 2) 一般公開の実施者が一般公開を行うにあたっての留意事項

- ・一般公開参加者に対し、見学に際して注意していただく事項を見学前に説明する。
- 一般公開参加者が危険個所に立ち入らないよう見学ルートを完備する。
- 一般公開参加者に保安帽、軍手、長靴等保安用具を着用させる。
- ・説明員(随行者)は、一般公開参加者1パーティに対して1名を配置する。

#### 2. 事務局への応募要領

# 1) <u>一般公開実施日の2週間前程度を目安に必着</u>で提出するもの

- ・一般公開の実施者は、一般公開の実施日程及び参加人数が決まった時点で、**様式-2の** 「保険支援申込書」に必要事項を記入の上、事務局宛に、電子データまたはFAXで送 付する。
- ・提出期限までに、一般公開参加者側から参加者の氏名が明示されないなど、「一般公開 参加者名簿」を作成できない場合は、様式-2の申込書に参加人数を必ず記入し提出す る。
- ・ 一般公開期間が長く、実施日毎の参加人数が明確でない場合は、様式-2の申込書の内、 参加人数の欄に「○日から△日までの期間で、○○人(予定人数)」と記入する。
- ・一般公開の実施者は様式-2の申込書を提出後、日時の変更や参加人数の変更が明らかになった場合は、その時点で、電話、FAXまたは電子データ等で日付と変更となる参加人数を事務局まで連絡する。

### 2) 一般公開実施日の10日後までに提出するもの

・一般公開の実施者は、一般公開実施前に様式-3の「一般公開参加者名簿」を提出できなかった場合、実施後、様式-4の「リサイクル(3R)現場一般公開 一般公開実施報告書」と併せて事務局まで提出する。

### 3) 一般公開実施の変更について

・一般公開の実施者は様式-2の申込書を提出後、日時の変更や参加人数の変更が明らかになった場合は、その時点で日付と変更となる参加人数を事務局まで連絡する。

#### 4) 一般公開実施の中止について

・応募者は3R現場等に応募後、工事の都合等により一般公開を中止する(応募を取り下 げる)場合、速やかに推薦を行った会員に理由を含めて連絡する。連絡を受けた会員は、 事務局まで連絡を行う。

### 3. 傷害保険金を支払わない条件(傷害保険普通保険約款からの抜粋)

- 1) 広報推進会議または参加者の故意
- 2) 参加者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為

- 3) 参加者が法令に定められた運転資格(運転する地における法令によるものをいいます。) を持たないで、または酒に酔ってもしくは麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等 の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車または原動機付自転車 を運転している間に生じた事故
- 4)参加者の脳疾患、疾病または心神喪失
- 5) 参加者の妊娠、出産、早産、流産または外科的手術その他の医療処置。ただし、当会社 が保険金を支払うべき傷害を治療する場合には、この限りでありません。
- 6)参加者に対する刑の執行
- 7) 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- 8)戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変ま たは暴動
- 9) 核燃料物質(使用済燃料を含みます。) もしくは核燃料物質によって汚染された物(原 子核分裂生成物を含みます。)の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特 性による事故
- 10) 前記2) の事由に随伴して生じた事故またはこれらにともなう秩序の混乱に基づいて生じた事故
- 11) 前記9) 以外の放射線照射または放射能汚染
- 12) 当会社は、原因のいかんを問わず、頸部症候群(いわゆる「むちうち症」)または腰痛で他覚症状のないものに対しては、保険金を支払いません。
- 13) 参加者が別表1に掲げる運動等を行っている間
- 14) 参加者が自動車、原動機付自転車、モーターボート(水上オートバイを含みます。)、ゴーカート、スノーモービルその他これらに類する乗用具による競技、競争、興行(いずれもそのための練習を含みます。)または試運転(性能試験を目的とする運転または操縦をいいます。)をしている間。ただし、自動車または原動機付自転車を用いて道路上でこれらのことを行っている間については、この限りではありません。
- 15) 航空運送事業者が路線を定めて運行する航空機(定期便であること不定期便であること を問いません。)以外の航空機(グライダーおよび飛行船を除きます。)を参加者が操 縦している間

#### ※別表1

山岳登はん(ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの)、 リュージュ、ボブスレー、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機 (モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等) 搭乗、ジャ イロプレーン搭乗、その他これらに類する危険な運動

上記に記載のない場合は保険代理店に問い合わせる。